

「沖縄県の契約に関する取組方針」の改定について

「沖縄県の契約に関する取組方針」（以下「取組方針」という。）策定後、全部局等に対して文書で通知を行い、取組方針に掲げた取組のうち未実施のものについて早期実施を促すとともに、条例の趣旨を踏まえた新たな取組について積極的に検討するよう依頼した。昨年12月に部局等における今年度の実施状況について確認したところ、以下のとおり取組の進捗があった。

これらを反映させ、別添の資料3-2のとおり取組方針の改定を行う必要がある。

1 各取組における実施部局等の拡大

取組方針に掲げた取組全119件(*1)のうち、27件について取組を実施している部局等の追加があった。(*1) 既に全部局等で実施されている取組20件を除くと99件

取組部局等の追加があった27件の内訳

- 基本理念1「契約の締結に至る過程における透明性及び公平性の確保」に関するもの 6件
- 基本理念2「事業者等の適正な利益の確保」に関するもの 12件
- 基本理念3「労働環境の整備促進」に関するもの 6件
- その他「地域経済への活性化等への配慮、社会的責任を果たす取組への配慮」に関するもの 3件

2 「今後実施を検討する取組」の進捗

取組方針において、「今後実施を検討する取組」とした15件の取組のうち、9件については既に取り組みを開始した。

残りの6件については、引き続き実施に向け検討を進めることとしている。このうち1件については、取組部局等を「全部局等」に拡大する。

既に取組を開始した9件の内訳

- 基本理念1「契約の締結に至る過程における透明性及び公平性の確保」に関するもの 2件
- 基本理念3「労働環境の整備促進」に関するもの 7件

3 その他

上記1、2にあわせて、誤字等の修正を行う。

（別添の「沖縄県の契約に関する取組方針」に見え消しで表示）

「沖縄県の契約に関する取組方針」の改定について

資料3-2

改定案 (再掲を除く)						
項目	取組番号	区分	取組内容	取組の時期 ■既に実施 ○今後検討	取組部局	改定理由
1 県契約の締結に当たって取り組むべき事項 (第6条第2項第1号)						
基本理念1 「契約の締結に至る過程における透明性及び公平性の確保」	(1) 契約の過程および内容の透明性の確保					
	4	工事請負	入札に係る発注見通しをホームページ等で公表する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局、 教育庁 、警察本部	・取組部局等の追加 (4→5)
	5	工事請負	予定価格及び最低制限価格は、事後公表とする。	■	企画部 、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、 警察本部	・取組部局等の追加 (4→6)
	10	業務委託	一般競争入札に係る公告及び結果の公表をホームページ等で行う。	○ ■	知事部局 知事公室、総務部、 企画部 、 農林水産部 、 商工労働部 、 土木建築部 、 病院事業局 、 教育庁 、 選挙管理委員会	・「既に実施している取組」に変更 ・取組部局等の追加 (0→9)
	12	業務委託	建設関連業務において、予定価格及び最低制限価格は事後公表とする。	■	企画部 、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、 警察本部	・取組部局等の追加 (4→6)
	14	物品購入	一般競争入札に係る公告及び結果の公表をホームページ等で行う。	○ ■	知事部局 保健医療部 、 農林水産部 、 出納事務局	・既に実施している取組に変更 ・取組部局等の追加 (0→3)
	(2) 競争の公正性の確保					
	19	工事請負	指名競争入札における業者選定等は、指名審査委員会で審議し決定する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、 警察本部	・取組部局等の追加 (4→5)
	(3) 談合その他不正行為の排除の徹底					
	30	工事請負	入札において電子入札を実施する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局、 病院事業局 、教育庁、警察本部	・取組部局等の追加 (5→6)
33	工事請負	談合情報があった場合には、談合情報対応マニュアル等に基づき対応する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局、 教育庁 、警察本部	・取組部局等の追加 (4→5)	

項目	取組番号	区分	取組内容	取組の時期 ■既に実施 ○今後検討	取組部局	改定理由
2 県契約の適正な履行の確保に関する基本的な事項（第6条第2項第2号）						
基本理念2 「事業者等の 適正な利益の 確保」	(1) 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止					
	38	工事請負	入札において、最低制限価格制度を実施する。	■	企画部、農林水産部、 土木建築部、企業局、 教育庁、警察本部	・取組部局等の追加（5→6）
	40	業務委託	建設関連業務の入札において、最低制限価格を設定する。	■	企画部、農林水産部、 土木建築部、企業局、 教育庁、警察本部	・取組部局等の追加（5→6）
	41	業務委託	建設関連業務の入札において、低入札調査基準価格を設定する。	■	企画部、農林水産部、 土木建築部	・取組部局等の追加（2→3）
	42	業務委託	庁舎等管理業務の入札において、最低制限価格を設定する。	■	総務部、商工労働部、 企業局、議会事務局	・取組部局等の追加（3→4）
	(2) 価格以外の多様な要素の考慮					
	49	工事請負	一般競争入札において、工事内容及び金額に応じ、施工形態、同種工事の実績、配置技術者の資格等を参加資格要件とする。	■	企画部、農林水産部、 土木建築部、企業局、 教育庁、警察本部	・取組部局等の追加（5→6）
	53	業務委託	建設関連業務の入札において、業務内容に応じ、同種業務の実績、担当技術者の資格等を参加資格要件とする。	■	企画部、農林水産部、 土木建築部、企業局、 教育庁、警察本部	・取組部局等の追加（4→6）
	54	業務委託	建設関連業務等において、技術提案等を評価し最適な受注者を選定するため、プロポーザル方式を実施する。	■	総務部、企画部、 農林水産部、土木建築部	・取組部局等の追加（3→4）
	55	業務委託	主に価格以外の条件を重視する必要がある場合には、公募等により業務内容等に係る企画を提案させ、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定する企画競争型随意契約を行う。	■	知事部局、病院事業局	・取組部局等の追加（11→12）
基本理念3 「労働環境の 整備促進」	(3) 適正な賃金水準の確保					
	58	業務委託	庁舎等管理業務の契約において、労働関係法令遵守の義務付けや、必要に応じて法令遵守状況の調査を可能とする条項を契約書に明記する。	○ ■	知事公室、総務部、環境部、 子ども生活福祉部、 保健医療部、農林水産部、 商工労働部、警察本部	・「既に実施している取組」に変更 ・取組部局等の追加（0→8）

項目	取組番号	区分	取組内容	取組の時期 ■既に実施 ○今後検討	取組部局	改定理由
基本理念3 「労働環境の 整備促進」 (つづき)	(4) 社会保険に係る法令遵守					
	62	工事請負	建設工事請負契約約款において、請負契約金額内訳書に法定福利費を明示することを規定する。	■	企画部、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁	・取組部局等の追加 (4→5)
	63	工事請負	受注者(元請業者)と社会保険未加入者との一次下請契約を原則として禁止する。	■	企画部、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁	・取組部局等の追加 (3→5)
	64	工事請負	受注者(元請業者)と社会保険未加入者との下請契約(二次以下含む。)を原則として禁止する。	○ ■	企画部、農林水産部、土木建築部、教育庁	・「既に実施している取組」に変更 ・取組部局等の追加 (0→4)
	65	工事請負	下請業者が社会保険未加入建設業者である場合、受注者に対しペナルティー(指名停止、工事成績評点減点等)を実施する。	○ ■	農林水産部、土木建築部、教育庁	・「既に実施している取組」に変更 ・取組部局等の追加 (0→3)
	66	工事請負	二次以下の下請業者について、社会保険加入状況を確認するとともに、未加入の場合は改善指導を行う。	○ ■	農林水産部、土木建築部、教育庁	・「既に実施している取組」に変更 ・取組部局等の追加 (0→3)
	67	業務委託	建設関連業務の入札参加資格審査において、事業者が社会保険の適用事業所の場合は、当該保険に加入していること等を要件とする。	■	企画部、土木建築部	・取組部局等の追加 (1→2)
	69	業務委託	入札や企画競争の参加資格審査において、事業者が社会保険の適用事業所の場合は当該保険に加入していることを要件とする。	○ ■	総務部、環境部、商工労働部、病院事業局、議会事務局、警察本部、監査委員事務局	・「既に実施している取組」に変更 ・取組部局等の追加 (0→7)
	(5) 労働環境の整備・労働福祉の促進					
	72	共通	入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手方選定等において、事業者の健康診断の受診率、保健指導の実施率及びがん検診の受診率及び受診勧奨等の状況を評価する。	○ ■	保健医療部	・「既に実施している取組」に変更 ・取組部局等の追加 (0→1)
76	工事請負	特記仕様書において、建設業退職金共済制度や、建設労災補償共済又これに準ずる共済、保険への加入の義務付け等、労働福祉への取組を記載する。	■	企画部、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁	・取組部局等の追加 (4→5)	
77	業務委託	建設関連業務において、業務環境改善要領を策定し特記仕様書に明記する。	○ ■	土木建築部	・「既に実施している取組」に変更 ・取組部局等の追加 (0→1)	

項目	取組番号	区分	取組内容	取組の時期 ■既に実施 ○今後検討	取組部局	改定理由
3 県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項（第6条第2項第3号）						
基本理念2 「事業者等の 適正な利益の 確保」	(1) 県内中小企業の受注機会の確保					
	85	工事請負	入札において、工事規模や難易度に応じて参加資格要件を設定する。	■	企画部、農林水産部、土木建築部、教育庁、企業局	・取組部局等の追加（4→5）
	86	工事請負	総合評価一般競争入札において、地域内での拠点、近隣地域での施工実績、県内企業の下請活用を評価する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局	・取組部局等の追加（2→3）
	(2) 県産品の利用の促進					
	95	工事請負	特記仕様書等において、適格な県産建設資材の優先使用、使用状況報告書の提出を明記し推奨する。	■	企画部、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部	・取組部局等の追加（4→6）
	96	工事請負	沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）を実施し、再資源化資材は原則ゆいくる材を使用し、その他は優先的にゆいくる材を使用する。	■	企画部、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部	・取組部局等の追加（4→6）
基本理念3 「労働環境の 整備促進」 基本理念3 「労働環境の 整備促進」	(3) 障がい者その他の就業支援が必要な者の雇用の促進に資する取組					
	(4) 男女共同参画の推進に配慮した事業活動					
	105	工事請負	総合評価一般競争入札において、若手又は女性技術者への配置を評価する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局	・取組部局等の追加（2→3）
	(5) 地域における雇用の確保					
108	工事請負	入札において、受注者と配置予定技術者の間に直接的雇用関係があることを参加要件とする。	■	企画部、農林水産部、土木建築部、企業局、警察本部	・取組部局等の追加（3→5）	

項目	取組番号	区分	取組内容	取組の時期 ■既に実施 ○今後検討	取組部局	改定理由
その他 ▼地域経済への活性化等への配慮 ▼社会的責任を果たす取組への配慮等	(6) 事業者の有する専門的な技術又は伝統的な技能の承継					
	111	工事請負	総合評価一般競争入札において、登録基幹技能者の配置を評価する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局	・取組部局等の追加 (2→3)
	(7) 県民の安全・安心な生活に資する取組					
	(8) 環境に配慮した事業活動					
	113	共通	沖縄県環境保全率先実行計画に基づき、受託事業者に対して、業務実施に当たっては環境に配慮を行うよう協力を求める。	○	環境部全部局等	・全部局等で取り組むこととしたもの
	115	工事請負	特定建設資材廃棄物や建設発生土について、周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう建設リサイクル法等を遵守するよう特記仕様書に明記する。	■	企画部、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁	・取組部局等の追加 (4→5)
116	工事請負	入札において、工事の内容により赤土流出防止対策工事の施工実績を有することを参加資格要件とする。	■	企画部、農林水産部、土木建築部	・取組部局等の追加 (2→3)	
(9) その他の社会貢献活動						